

浪江町エネルギーセンター整備事業
優先交渉権者決定基準

令和8年5月

浪 江 町

第I 総則

本事業者評価基準（以下「評価基準」という。）は、浪江町（以下「町」という。）が実施する浪江町エネルギーセンター整備事業において、契約の相手方となる民間事業者（以下「事業者」という。）を評価・選定するための方法・基準等を示すものである。

1 基本的な考え方

優先交渉権者の選定方法は、本事業の実施に係る対価（以下、「価格」という。）のほか、基本設計・実施設計、建設に関する技術やノウハウが求められることから、技術提案書の内容（以下、「提案内容」という。）について総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。

2 評価体制

提案内容の評価にあたっては、本評価基準に関する評価、事業者から提出された提案書等の評価及び事業者の選定を行う、浪江町エネルギーセンター整備事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けることとし、その詳細を「浪江町エネルギーセンター整備事業プロポーザル選定委員会設置要綱」に定める。

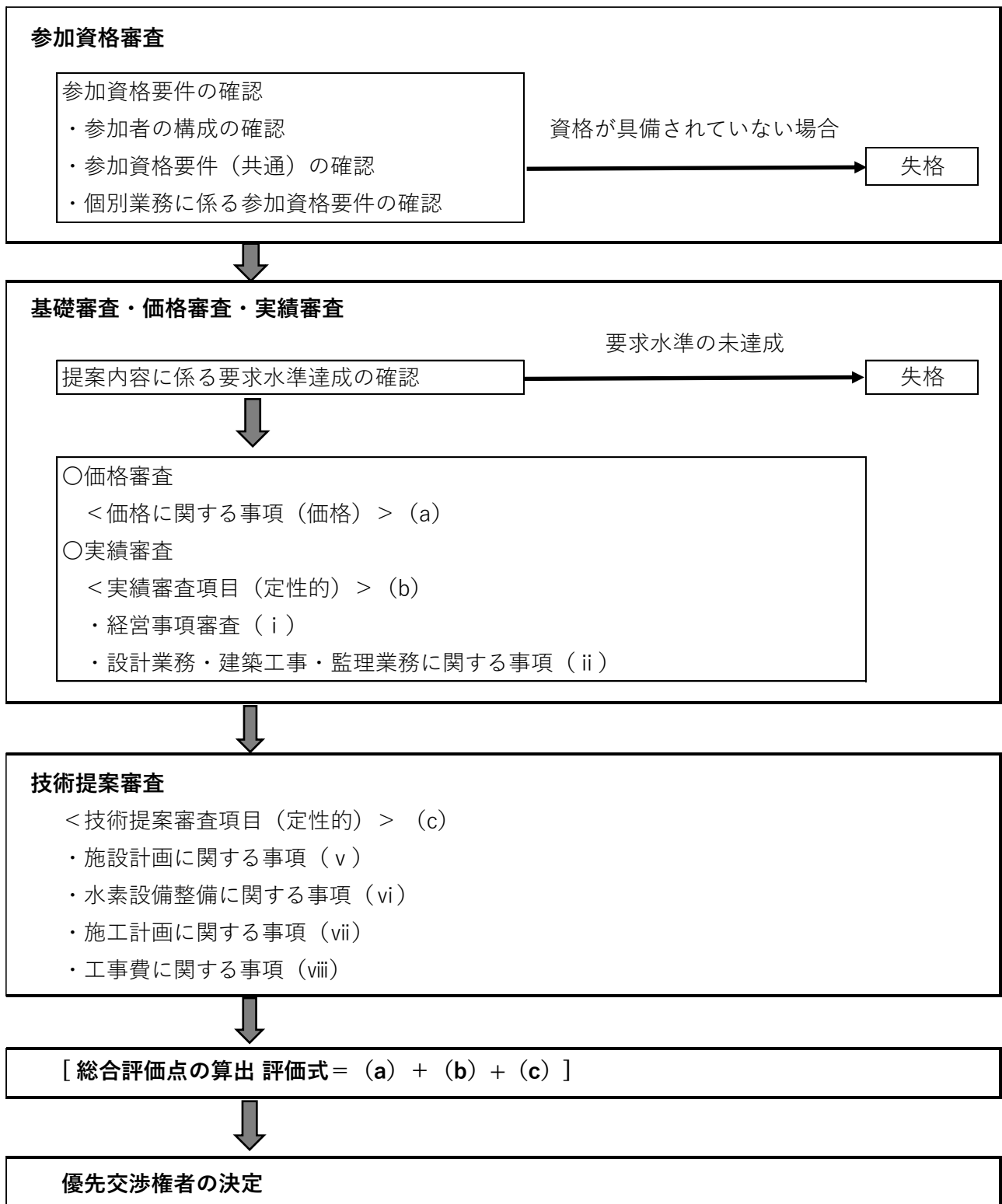
選定委員会は、技術提案審査に関する専門的判断を行う機関であり、審査の公平性と透明性を確保する役割を担う。

3 評価手順

本評価は、参加資格審査及び基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査に分けて実施する。

参加資格審査及び基礎審査・価格審査・実績審査は町の事務局が行い、技術提案審査は選定委員会が評価する。（図表1参照）

【図表1 審査の流れ】



第II 評価の項目・基準・配点

町は、参加者が参加資格要件を備えているか否かを、参加資格確認申請書等の参加資格審査に関する提出書類を基に確認する。

資格不備の場合は、当該参加者を失格とする。

第III 基礎審査・価格審査・実績審査

1 基礎審査

(1) 要求水準の達成確認

町は、提案内容が要求水準を満たしているかについて確認する。確認の結果、要求水準を満たしている場合は適格とし、明らかに満たしていないと確認される場合には失格とする。

要求水準の達成確認を行うにあたり、参加資格審査通過者から提出された提案書類に疑義がある場合には、参加資格審査通過者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

2 価格審査・実績審査

(1) 価格の確認

ア 価格算出方法等の確認

(ア) 確認方法

参加資格審査通過者から提案された価格について、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて次項に定める内容を確認する。

価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かを判断する。

(イ) 確認項目及び内容

確認項目及び内容は次のとおりである。

項目	内容
前提条件の反映に関する確認	消費税及び地方消費税を除いた額で計算されているか
算出方法の確認	設計、工事監理及び建設の各業務で見積もられている費用を基に適正に算出されているか

イ 価格点の算出方法

価格点は、参加資格審査通過者の価格を次の算式により換算し、得点を付与する。

また、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

なお「最低価格」は、参加資格審査通過者のうち有効な価格提案を行った者の価格とする。

参加資格審査通過者Aの価格評価点（価格点）

= 20 × (参加資格審査通過者中の最低価格 / 参加資格審査通過者Aの価格)

(2) 実績の確認

実績審査項目については、図表3「実績審査項目」に基づき、参加資格審査通過者の過去10年（基準日は、参加表明書の提出日とする。）の実績を審査し、得点を付与する。

共同企業体における企業の実績については、各業務（設計業務、工事監理業務、建設業務）それぞれについて1社のみの実績とする。

(3) ヒアリング対象者の選定

参加者が多数の場合は、町は基礎審査・価格審査・実績審査に際し、事前に要求水準の達成確認に併せて、上記の通り、価格及び実績を評価し順位づけを行い、技術提案審査対象者を上位3者選定する。

第IV 技術提案審査の内容と方法

技術提案審査項目については、図表4「技術提案審査項目」に示す審査項目及び主な評価の視点に基づき、審査委員が参加資格審査通過者の技術提案内容を審査し、図表2「得点化基準」に従い得点化する。なお、得点化にあたっては、各審査委員が付与した得点について、審査委員の得点を平均化することにより算出する。（ただし、有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。）

1 技術提案審査の流れ

事業者は、期日までに町へ提出した技術提案に係る提出書類のみを使用し、30分以内で説明を行うこと。パワーポイントによるプレゼンテーションも可とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは町で用意するが、その他必要な機材等は事業者が持ち込むものとする。

プレゼンテーション・ヒアリング審査への出席者は最大4名までとし、配置技術者を必ず1名以上出席させること。説明終了後、委員によるヒアリング審査を30分程度行う。

第V 定性的評価点の算出方法

定性的評価点は、実績審査項目の得点と、技術提案審査の得点の合計により算出する。

第VI 優先交渉権者の選定

町は、定性的評価点及び価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を優先交渉権者として選定する（総合評価点最も高い者が2以上あるときは、来庁のうえ該当者によるくじ引きにより優先交渉権者を選定する。）。総合評価点の計算式は以下の通りとする。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{価格点} + \text{実績審査点} + \text{技術審査点} \\ 140 \text{点} &= 20 \text{点} + 50 \text{点} + 70 \text{点} \end{aligned}$$

第VII 提案内容の位置づけ

原則として、優先交渉権者が提案した技術提案内容は請負契約で定める業務水準となるが、施設計画にかかる提案のうち、本施設の維持管理・運営にあたり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、優先交渉権者の合意のもと、町は当該技術提案内容の一部を請負契約で定める業務水準としない場合がある。

また、審査委員会において、技術通過者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、契約締結の段階で、審査委員会が提示した意見を踏まえて、技術提案内容を改善することが不可欠で

あると町が合理的に判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、改善した技術提案内容を業務水準とする。

図表2 得点化基準

評価	評価の意味	得点化方法
A	具体的な提案があり、かつ内容が特に優れている	配点×1.00
B	具体的な提案があり、かつ内容が優れている	配点×0.70
C	具体的な提案があり、特に優れた内容ではない	配点×0.40
D	要求水準は満たしているが、具体的提案や優れた提案はない	配点×0.00

図表3 実績審査項目

審査項目	評価基準	配点
1 経営事項審査 (i)		(20)
(1) 建築一式の総合評定値 (P点)	1,900点以上	20
	1,700点以上、1,900点未満	15
	1,500点以上、1,700点未満	10
	1,200点以上、1,500点未満	5
	900点以上、1,200点未満	0
2 設計業務に関する実績 (ii)		(10)
(1) 企業の実績	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの設計業務の実績が3件以上ある	10
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの設計業務の実績が2件ある	5
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの設計業務の実績が1件ある	0
3 建設工事に関する実績 (iii)		(10)
(1) 企業の実績	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの整備実績が3件以上ある	10
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの整備実績が2件ある	5
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの整備実績が1件ある	0
4 監理業務に関する実績 (iv)		(10)
(1) 企業の実績	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの監理業務の実績が3件以上ある	10
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタ	5

	ソドの監理業務の実績が2件ある	
	一般高圧ガス保安規則第7条の3に規定する都市型圧縮水素スタンドの監理業務の実績が1件ある	0
合計点		50

図表4 技術審査項目

評価項目	評価の視点	配点
1 施設計画に関する事項 (v)		(20)
(1)事業理解度	浪江駅東口エネルギーマネジメント計画および施設整備の要求水準を踏まえ、敷地計画と機能構成について整合性のある提案となっているか。また、要求水準と計画との整合性を確保したうえで、課題を適切に把握し、実現性の高い対策が示されているか。	10
(2)独自提案	本事業における施設整備の要求基準を確実に満たしたうえで、企業としての独自の工夫や付加価値となる提案が示されているか。	10
2 水素設備整備に関する事項 (vi)		(30)
(1)水素貯蔵設備に係る建築・高圧ガスの許認可取得支援業務	建築基準法および高圧ガス保安法に基づく許認可取得に必要な課題を構造的に把握し、適切な協議戦略と体制により、住居地域における水素貯蔵設備の許認可を現実的に実現し得る提案となっているか。	20
(2)燃料電池の機種選定	燃料電池の導入にあたり、複数機種の比較検討を行い、性能・安全性・維持管理性・コスト等の観点から選定理由が技術的に妥当な機種が提案されているか。	10
3 施工計画に関する事項 (vii)		(10)
(1)工程管理	工事契約締結の時点から町への引き渡しまでの期間において、妥当な工程表が提案されているか。また、特例許可の協議等において、概要書に記載した想定工程から遅延が生じる可能性がある場合に備え、外的要因による遅れへのリカバリー方策が具体的かつ合理的に示されているか。	10
4 工事費に関する事項 (viii)		(10)
(1)工事費	見積額の積算の考え方は妥当か、提案金額を遵守するための総合的なコスト管理方針が提案されているか。	10
合計点		70